

次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金（平成 28 年度事業）における業務実施細則第 3 条第 1 項第六号に定める文言及び第 2 項に定める別表 1 - 1 事業別充電設備と設置基数の目安の変更について

次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金（平成 28 年度事業）における業務実施細則第 3 条第 1 項第六号に定める文言及び第 2 項に定める別表 1 - 1 事業別充電設備と設置基数の目安を変更します。

	変更前	変更後
実施細則 変更箇所	(補助金交付上限額) 第 3 条第 1 項第六号 * V 2 H 充電設備	* 蓄電池付 V 2 H 充電設備
	別表 1 - 1 事業別充電設備と設置基数の目安 急速充電設備(蓄電池付き充電設備を含む)	急速充電設備及び蓄電池付充電設備
	注 1 高速道路 S A ・ P A 及び道の駅に設置する場合で、急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。 ただし、保証等プログラム付は選択できる。	注 1 高速道路 S A ・ P A 及び道の駅に設置する場合で、急速充電設備及び蓄電池付充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。 ただし、保証等プログラム付は選択できる。
	注 4 2. その他公共用充電設備設置事業において、設置できる普通充電設備、V 2 H 充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセントの数の目安は駐車場収容台数の規模別に以下の通りである。 1～333 台：1 基、334～555 台：2 基、556～777 台：3 基、778～999 台：4 基、 1,000～1,222 台：5 基、1,223	注 4 2. その他公共用充電設備設置事業、3. 共同住宅等充電設備設置事業及び 4. 工場・事業所充電設備設置事業において、急速充電設備及び蓄電池付充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。 注 5 2. その他公共用充電設備設置事業において、設置できる普通充電設備、V 2 H 充電設備、充電用コンセントスタンド、充電

	<p>～1,444台：6基、1,445～1,666台：7基、 1,667～1,888台：8基、1,889～2,111台：9基、2,112～2,333台：10基 2,334台以上の駐車場への設置基数の目安は、採択委員会で別途審議の上、決定する。</p> <p>注5 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注4に準ずる。</p> <p>注6 共同住宅等に付属する駐車場の収容台数の1.5%以内、または15基のいずれか低い方。</p> <p>注7 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注6に準ずる。</p> <p>注8 従業員駐車場、社有車駐車場のいずれも収容台数の原則1.5%以内、または15基のいずれか低い方。</p> <p>注9 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注8に準ずる。</p>	<p>用コンセントの数の目安は駐車場収容台数の規模別に以下の通りである。ただし、混合設置の場合は合算値とする。</p> <p>1～333台：1基、334～555台：2基、556～777台：3基、778～999台：4基、 1,000～1,222台：5基、1,223～1,444台：6基、1,445～1,666台：7基、 1,667～1,888台：8基、1,889～2,111台：9基、2,112～2,333台：10基 2,334台以上の駐車場への設置基数の目安は、採択委員会で別途審議の上、決定する。</p> <p>注6 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注5に準ずる。</p> <p>注7 共同住宅等に付属する駐車場の収容台数の1.5%以内、または15基のいずれか低い方。</p> <p>注8 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注7に準ずる。</p> <p>注9 従業員駐車場、社有車駐車場のいずれも収容台数の原則1.5%以内、または15基のいずれか低い方。</p> <p>注10 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注9に準ずる。</p>
--	---	--

以上

別表 1 - 1 事業別充電設備と設置基数の目安

事業	急速充電設備 及び 蓄電池付 充電設備	普通充電設備	V2H充電設備	充電用コンセント	充電用コンセント スタンド
1. 高速道路SA・PA及び道の駅 充電設備設置事業	高速 1基 道の駅 1基 注1	高速 2基 道の駅 2基 注2	高速 2基 道の駅 2基 注3	高速 2基 道の駅 2基	高速 2基 道の駅 2基
2. その他公共 充電設備設置事業	1基 注4	駐車場収容台数による 注5	同左	同左 注6	同左 注6
3. 共同住宅等 充電設備設置事業	1基 注4	共同住宅等に付属する 駐車場台数による 注7	同左	同左 注8	同左 注8
4. 工場・事業所 充電設備設置事業	1基 注4	工場・事業所の 当該駐車場台数による 注9	同左	同左 注10	同左 注10

注1 高速道路SA・PA及び道の駅に設置する場合で、急速充電設備及び蓄電池付充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

ただし、保証等プログラム付は選択できる。

注2 高速道路SA・PA及び道の駅に設置する場合で、普通充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

ただし、保証等プログラム付は選択できる。

注3 高速道路SA・PA及び道の駅に設置する場合で、V2H充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

ただし、保証等プログラム付は選択できる。

注4 2. その他公共充電設備設置事業、3. 共同住宅等充電設備設置事業及び4. 工場・事業所充電設備設置事業において、急速充電設備及び蓄電池付充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注5 2. その他公共充電設備設置事業において、設置できる普通充電設備、V2H充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセントの数の目安は駐車場収容台数の規模別に以下の通りである。ただし、混合設置の場合は合算値とする。

1～333台：1基、334～555台：2基、556～777台：3基、778～999台：4基、

1,000～1,222台：5基、1,223～1,444台：6基、1,445～1,666台：7基、

1,667～1,888台：8基、1,889～2,111台：9基、2,112～2,333台：10基

2,334台以上の駐車場への設置基数の目安は、採択委員会で別途審議の上、決定する。

注6 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注5に準ずる。

注7 共同住宅等に付属する駐車場の収容台数の1.5%以内、または15基のいずれか低い方。

注8 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注7に準ずる。

注9 従業員駐車場、社有車駐車場のいずれも収容台数の原則1.5%以内、または15基のいずれか低い方。

注10 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注9に準ずる。